

※ この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導と共用で使用可）

運 営 規 程 の 例	作成に当たっての留意事項等
医療法人***会△△診療所 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業 運営規程 (事業の目的) 第1条 医療法人***会△△診療所が実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を確保することを目的とする。 (指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の運営の方針) 第2条 事業所が実施する指定居宅療養管理指導事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。 事業所が実施する指定介護予防居宅療養管理指導事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるように配慮し、居宅管理指導従事者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることにより、生活機能の維持又は向上を図るものとする。 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事	

業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 前4項のほか、指定居宅療養管理指導においては「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 指定介護予防居宅療養管理指導においては「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。 （事業の運営） 第3条 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。 （事業所の名称等） 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 （1）名 称 医療法人***会△△診療所 （2）所在地 ○○市○○町○丁目○番○号 ○○ビル○階 （従業者の職種、員数及び職務の内容） 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする （1）医師 ○名以上 医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。 （2）歯科医師 ○人以上 歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。 （3）薬剤師 ○人以上 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、	・平成24年大阪府条例第115号、平成24年大阪府条例第116号等を参照の上、事業運営に関する基本方針を記載してください。 ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。 ・実施する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の種類に応じて記載してください。
---	---

利用者又は家族に対して薬学的管理指導を行う。 (4) 看護職員 ○人以上 看護職員は、居宅を訪問し居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成等に必要な情報提供及び利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。 (5) 管理栄養士 ○人以上 管理栄養士は、医師又は歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、具体的な献立によって実技を伴う栄養食事指導を行う。 (6) 歯科衛生士 ○人以上 歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復が図られるよう指導・援助を行う。 (営業日及び営業時間) 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。 (1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。 ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。 (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。 (指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容) 第7条 事業所で行う指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の種類は、次のとおりとする。 (1) 医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (2) 歯科医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (3) 薬剤師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (4) 看護職員による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (5) 栄養管理士による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (6) 歯科衛生士による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (指定居宅療養管理指導〔介護予防居宅療養管理指導〕の利用料等) 第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払	・ 営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください ・ 実施する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の種類に応じて記載してください。
---	---

いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとする。

- ２ 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生省告示第１２７号）によるものとする。

- ３ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）事業所から片道〇〇キロメートル未満 〇〇円

（２）事業所から片道〇〇キロメートル以上 〇〇円

- ４ 前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- ５ 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- ６ 法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条 通常の事業の実施地域は、大阪市〇〇区、〇〇市、〇〇町、〇〇村の区域とする。

（衛生管理等）

第１０条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１１条 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕

・ 自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。

の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。 2 利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。 4 利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。 (苦情処理) 第12条 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。 2 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3 事業所は、提供した指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 (個人情報の保護) 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。	・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。
--	--------------------------------------

(虐待防止に関する事項) 第 1 4 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る (2) 虐待防止のための指針の整備 (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施 (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市長村に通報するものとする。 (その他運営に関する留意事項) 第 1 5 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。 (1) 採用時研修 採用後○ヵ月以内 (2) 継続研修 年○回 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供をさせないものとする。 5 事業所は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人***会△△診療所が定めるものとする。 附 則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。	・ 第 1 4 条第 1 項各号については令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。 ・ 事業所の開始予定年月日を記載してください。
--	---